



For AC101

-基本規約-

1. 本規約の目的

以下に記載の安心パック For AC101 基本規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社 WorldLink&Company（京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町 98-2 所在。以下「販売会社」といいます。）が運営する「SkyLink Japan」ブランドを利用して、販売会社または販売会社が指定した販売業者（以下「安心パック販売店」といいます）から、農業散布ドローンを購入したユーザー（以下「お客様」といいます。）に対して適用されます。お客様が購入した上記農業散布ドローンであり、本規約の対象として、お客様ごとに販売会社または安心パック販売店が作成する登録証（以下「本登録証」という。）に表示されたものを「対象ハードウェア」といいます。

お客様は、本規約に同意のうえ、対象ハードウェアについて、本規約に基づいて提供される、「テクニカルサポート」、「簡易検品」および「墜落機体の修理・交換」（以下「本プラン」といいます。）を利用します。

本規約は、お客様と、お客様が農業散布ドローンを購入した安心パック販売店または販売会社（お客様が販売会社から農業散布ドローンを購入した場合）との間の権利義務を規律するものです。

2. 本プランの内容

2.1 本プランの提供主体

本プランに関する問い合わせは、お客様が、本規約の適用対象となる、農業散布ドローンを購入した販売会社または安心パック販売店への電話またはメール（販売会社または安心パック販売店が運営するウェブサイトを経由した問い合わせを含む）で行い、本プランは、お客様が、保証対象となる農業散布ドローンを購入した安心パック販売店または販売会社（これらから、委託を受けた者を含む）から、提供されます。

対象ハードウェアの設置、取り外し、もしくは廃棄、または対象ハードウェアの預かり期間中の代替機の提供は、本プランの対象外となります（代替機の有償対応は可・台数制限あり）。

2.2 テクニカルサポート

本プランの保証期間中、お客様に対し、対象ハードウェアに関する、電話およびメールによるテクニカルサポートリソースへのアクセスを提供します。テクニカルサポートには、トラブルシューティングおよび修復（データの復元を除きます）方法のアドバイス、システムエラーメッセージの解釈、ならびに「簡易検品」、および、「墜落機体の修理・交換」が必要な時期の判断が含まれます。

このサービスは本プランの保証期間中、無償で依頼することが可能ですが、回答の時期、内容の品質、および、本プランの提供により問題の解決等を、保証するものではありません。

2.3 簡易検品

「テクニカルサポート」で解決できない対象ハードウェアの不具合に対して、販売会社または安心パック販売店が対象ハードウェアをお預かりし、状態の確認と原因分析を行い、調整や説明によって問題解決のためのサポートを提供します。

このサービスは、必要となる対象ハードウェアの全てが、販売会社または安心パック販売店に到着してから、通常 1～2 週間程度の期間を要し、事情により、さらに時間を要することがあります。

このサービスは、本プランの保証期間中、無償で依頼することが可能ですが、回答の時期、内容の品質、および、本プランの提供により問題の解決等を、保証するものではありません。

なお、販売会社または安心パック販売店における状態の確認と原因分析により、対象ハードウェアの修理・調整などが必要と判断された場合、当該対象ハードウェアは本プランの対象から外れ、販売店または安心パック販売店が提供する通常の修理サービスに移行され、「簡易検品」において行われた検品作業にかかる費用は通常の修理サービスに吸収されます（お客様には別途修理サービスの費用をご負担いただくこととなります）。

2.4 墜落機体の修理

お客様が、本プランの保証期間中に、通常の使用方法により墜落や接触などの事故（操作の過失を含む）が発生し、対象ハードウェアが損壊・故障した場合（但しプロペラのみの損壊・故障の場合は、本プランの保証サポート適応外となります。）、(a) 新品の部品、または性能および信頼性において新品と同等の部品を使用して、無償で不具合品の修理を行うか、(b) 当該対象ハードウェアを交換用製品と交換します。この交換用製品は、新品または性能および信頼性において新品と同等のものとします。



対象ハードウェアを交換した場合、元の製品または部品は、販売会社または安心パック販売店の所有物となり、登録されたシリアル番号は新しい製品へ自動的に変更され、本プランの残存期間が交換後の製品に適用されます。その後は、交換後の製品が、「対象ハードウェア」として扱われます。

交換の納期は、対象ハードウェアが不足なく販売会社または安心パック販売店に到着した日から通常 1～2 週間程度の期間がかかり、交換製品、部品の不足や例外事例等の際にはそれ以上の期間を要することがあります。

2.5 手続き上の重要事項

本プランにおけるサポートを受けるため問い合わせいただいた際には、担当者に安心パック契約者である旨と、管理番号を知らせることで、スムーズな対応を受けることができます。電話・メールでのテクニカルサポートで解決しない問題に対しては、担当者から必要書類（サービス依頼書等）を送付します。必要書類へ必要事項の記入を行い、製品と一緒に販売会社または安心パック販売店が指定する場所に送付することで、「簡易検品」、「墜落機体の修理」サービスを受けることができます。

依頼を受けた販売会社または安心パック販売店から、お客様に対して、事故内容（事故日時、事故場所、事故状況）をおうかがいしますので、速やかにご回答下さいますようお願い致します。

販売会社または安心パック販売店より、お客様にお送りする手続資料については、到着後すぐに確認と必要箇所に押印（法人は代表者印、個人は認印）して、到着から 7 日間以内を目処にご返送ください。ご返送期限が守られない場合、本プランの提供が通常より遅延する場合がございます。

納品日からメーカーが保証する期間内に、材質上または製造上の不具合が対象ハードウェアに存在した場合（以下「初期不良」といいます）は、本プランは適用されず、メーカーの保証サービスにおいて処理されます。ただし、その後、販売会社または安心パック販売店の検査によって、初期不良ではないと判断された場合は、「簡易検品」において処理されます。

販売会社または安心パック販売店は、本プランの全てのサービスにおいて、対象ハードウェアのファームウェア、連携デバイスソフトウェアのその時点での最新バージョンおよび従前のメジャーリリース（メーカーによって指定がある場合にはメーカー指定のバージョン）に関するサポートを提供します。

3. 契約およびお支払い手続き

お客様は、本プランを、販売会社または安心パック販売店のうち、本規約の適用対象となる農業散布ドローンを購入した会社から購入（契約）することができます。請求金額や購入条件、保証内容は お客様と、販売会社または安心パック販売店の合意によって決定されます。

お客様は、販売会社または安心パック販売店が、指定する期限までに、所定のサービス料を指定の口座に対して支払うことにより、本プランで提供されるサービスを受けることができます。ただし、支払いにかかる費用（振込手数料等）はお客様の負担とします。

保証対象期間は、契約締結後、所定の保険料の振込日後であり、かつ、本登録書に記載された保証開始日から保証終了日まで（以下「本プランの保証期間」といいます。本プランの保証期間は、本プランの有効期間も意味します。）とします。

本プランで提供される全てのサービスにおいて、お客様から安心パック販売店へのサービス依頼は、本プランの保証期間中に行われる必要があり、お客様が保証期間外に本プランを依頼された場合には、本プランの提供は一切受けられません。

本プランにおいて必要となる費用のうち、対象ハードウェア等の送料はいずれもお客様の負担となり、(x)代金引き換え発送、(y)着払い発送、または(z)販売会社または安心パック販売店からの請求書発行を経てお客様の支払いにより精算されます。お客様から、特段のご希望がない場合には、(y)の方法によります。

(z)の場合、対象ハードウェア返送の時期は、販売会社または安心パック販売店が請求額の振り込みが確認した後にあります。

4. 本プランの再契約

お客様と販売会社または安心パック販売店との間で、本プランの保証終了日の 1 ヶ月前までに、別途合意を行う場合には、前記 3 の規定にかかわらず、別途これを妨げる特段の当事者間の合意がない限り、1 年間ごとに、新たに当事者間で合意した条件・期間で合意を締結し、本プランを利用できます。ただし、お客様が、本規約の適用対象となる農業散布ドローンを購入した日から 7 年間の経過後は、この限りではありません（なお、7 年未満でも、販売会社または安心パック販売店が再契約をする義務を負うものではありません）。

本プランの保証期間中であっても、お客様に、本規約への違反等の理由がある場合、販売会社または安心パック販売店において、その事実が判明した時点を以て、本プランの保証期間は終了します。この場合、前記 3 に定める手数料の返金は一切行いません。

販売会社や安心パック販売店が本プランのサービスにおいて、対象ハードウェアをお預かりしている間に本プランの保証期間が終了する場合は、(a) 本プラン登録証に記載された連絡手段のいずれにおいても 14 日以上連絡が取れなかった場合 (b) 送料や本プランで保証されないサービス対価の請求に対し、14 日以上支払いが確認できない場合を除いて、お客様に対象ハードウェアが返還されるまで、本プランの保証期間が延長されます。なお、本プランのご注文後 90 日

以内に登録情報をいただけない場合、原則キャンセル扱いとなります。

5. 対象範囲

5.1 本プランのすべてが対象範囲外となるもの

本プランは、以下のいずれの場合にも適用されません。

(i) 以下のいずれかにより生じる損害。

(a) 対象ハードウェア以外の製品、(b) 不適切な取り扱い、誤用、水災、地震または他の外的原因、(c) メーカーが定め、許可し、意図した使用方法以外での対象ハードウェアの運用、あるいは (d) 販売店ないし安心パック販売店の担当者または安心パック販売店の正規サービスプロバイダ以外の者が履行したサービス。(e) 国内の法律、条例に違反する行為
(ii) シリアル番号が改変、汚損、または除去されている製品、またはメーカーの書面による許可なく機能もしくは性能を変更するために改造された製品。

(iii) 販売会社または販売会社が認める代理店以外の者が販売・交換・修理・解体等を行った製品で、販売会社の確認を得ていないもの。なお、修理・解体等においては、メーカーで実施されたものは含まない。

(iv) 対象ハードウェアの紛失。

(v) 対象ハードウェアに対する外観上の損傷。これには、キズおよびへこみで対象ハードウェアの機能に特段に影響を与えないものなどを含みますが、これらに限定されるものではありません。

(vi) 対象ハードウェアに対する予防保守。

(vii) お客様が対象ハードウェアの購入時の対象ハードウェアにおける既存の状態。

(viii) 対象ハードウェアおよびソフトウェアのメーカーが解決できない問題の中で、修理や同等製品への交換、アップグレードによる解決が不可能な問題。

(ix) 日本国外における事故・不具合等への対応、および日本国外への発送、電話等のやり取り。

(x) お客様以外の利用者における事故・不具合に対する対応。

重要：不具合が生じた場合であっても、お客様において、対象ハードウェアの解体は行わないでください。解体の結果として生じた損害は、本プランの対象外となります。対象ハードウェアへのサービスの提供は、販売会社、安心パック販売店、または、これらの正規サービスプロバイダのみが行います。

5.2 テクニカルサポートにおける対象範囲外

本プランは、以下の事項に関するテクニカルサポートをいずれも対象としていません。

(i) お客様が、メーカー、販売会社、または、安心パック販売店が推奨しないオペレーションシステムおよびソフトウェアを使用している場合。

(ii) 第三者製品、あるいは第三者製品が対象ハードウェア、OS、もしくはソフトウェアに影響を与えるか、または対象ハードウェア、OS、もしくはソフトウェアと相互に情報をやりとりする場合。

(iii) お客様がソフトウェア、または対象ハードウェアとの接続問題に関連のない送信機や伝送システム、もしくはオペレーティングシステムを使用している場合。

(iv) ドローンオペレーションシステムのためのハードウェアにおける、メーカー推奨アプリケーション以外のアプリケーション。

(v) 対象ハードウェアに保存または記録されているソフトウェアまたはデータの一切に関する損害や損失。

(vi) お客様以外の者からの問い合わせ。

(vii) 製品の仕様に対するクレーム。



6. お客様の責任

本プランにおけるサービスまたはサポートを受けるために、お客様には、以下の項目に従うことに同意していただきます。

(i)販売会社または安心パック販売店の依頼がある場合、お客様の本プラン管理番号および本プランの登録書（データ）を提示すること。

(ii) 対象ハードウェアの問題の症状および原因に関する情報を提供すること。

(iii)販売会社または安心パック販売店からの情報提供依頼に応じること。これには対象ハードウェアのシリアル番号、モデル、インストールされているオペレーティングシステムやファームウェアのバージョン、対象ハードウェアに接続あるいは取り付けられている周辺機器、表示されたすべてのエラーメッセージ、対象ハードウェアに問題が起こる前に取った行動および問題を解決するために取った処置が含まれますがこれらに限定されません。

(iv)販売会社または安心パック販売店の指示に従うこと。テクニカルサポートから修理・交換サービスやメンテナンスサービスに移行する時期や発送製品内容の判断は、販売会社または安心パック販売店が行います。必要書類等の不足、記載漏れ、不具合検証のための周辺機器の不足等がある場合にはサービスが滞る場合があります。

7. 責任の制限

安心パック販売店、および、販売会社（各社の従業員個人を含みます。以下同様。）は、いかなる状況下でも、故意過失の存否を問わず、お客様またはその後の対象ハードウェアの所有者に対し、本プランの提供に際して生じる、間接的または直接的損害に関して、本規約に定める以外の責任を負いません。

お客様およびその後の所有者に対する、本プランにおける安心パック販売店および販売会社の責任は、本プランに対してお客様が最初に支払った金額を超えないものとします。

販売会社および安心パック販売店は、特に、(i) プログラムもしくはデータに対して危険や損失を与えることなく対象ハードウェアを修理または交換できること、(ii) データの機密を保持すること、または (iii) メーカーに依存する製品のバグや不具合を改善することを保証しません。

8. 解約

お客様は、理由の如何にかかわらず、以下にしたがい、いつでも本プランを解約できます。

(i) 契約成立後、保証期間が開始していない場合

本プランの保証期間開始日の前日までに、お電話等にて販売会社または安心パック販売店に解約の旨ご連絡いただいた場合は、その時点で、本プランを解約することができ、お客様が、本プランの為に支払われた金額がお客様に全額返金されます（振込手数料はご負担いただきます。）。

(ii) 保証期間が開始している場合

本プランを解約する場合、お客様は、販売会社または安心パック販売店に電話等で連絡し、安心パック販売店あるいは販売会社は、その連絡を認識した時点で、解約手続きを行います。本プラン保証期間開始日から 30 日以内に解約した場合、お客様が本プランに支払った全額から本プランにおいて提供されたサービスの対価を差し引いた残額がお客様に返金されます。お客様が本プランの開始日から 31 日目以降に解約した場合、販売会社または安心パック販売店はお客様が既に支払ったサービス料金の返金は一切行いません。

販売会社または安心パック販売店は、理由の如何にかかわらず、お客様が本プランに支払った全額から本プランにおいて提供されたサービスの対価を差し引いた残額をお客様に返金することにより、いつでも本プランを解約できます。そして、以下の事実を販売会社または安心パック販売店が覚知した場合には、本プランをただちに解約することができ、かつ、お客様が既に支払ったサービス料金の返金は一切行いません。

(i)お客様が販売会社または安心パック販売店に対して、虚偽の事実を申告したこと

(ii)お客様が本規約に違反する行為をおこなったこと

9. 一般条項

(i)販売会社または安心パック販売店は、自己の責に帰すべき事由以外による本プランにおける不履行または履行遅滞に関し責任を負いません。

(ii) お客様は、本プランにおけるサービスを受けるために対象ハードウェアに関する予防保守を行う必要はありません。



(iii) 本サービスは、日本においてのみ提供され、効力を有します。未成年者は、本プランを購入できません。

(iv) 販売会社または安心パック販売店は、その義務の履行に際し、対応の品質を維持する目的により、お客様との電話の一部またはすべてを録音することがあります。

(v) お客様は、本プランにおいて、販売会社および安心パック販売店に開示される情報またはデータの一切が、お客様にとって機密情報ではないと表明して保証し、データが破損した場合にも異議は述べません。また、お客様は、販売会社または安心パック販売店が本プランを提供する場合、お客様に代わってデータを収集、処理することに同意します。これには、販売会社や安心パック販売店が関連会社またはサービスプロバイダに対し、販売会社の個人情報保護方針および個人情報に関する公表文（URL [【https://worldlinkandcompany.com/privacy/】](https://worldlinkandcompany.com/privacy/)）に基づき、お客様のデータを送信することを含む場合があります。

(vi) 販売会社および安心パック販売店は、お客様の情報を販売会社の個人情報保護方針および個人情報に関する公表文に従って保護します。お客様が、販売会社または安心パック販売店が保持しているお客様の情報へのアクセスまたは変更を希望される場合は、問い合わせください。

(vii) 本プランの納品書、請求書および本登録書を含む本プランの規約は、発注書やその他の書類の相反する条件、付加的な条件またはその他の条件に優先して適用されます。

(viii) 販売会社および安心パック販売店は、いかなる契約（本規約または本プランの更新も含む）の締結義務も負いません。本プランまたは本規約の有効期間後の更新または再契約の料金および条件は、販売会社または安心パック販売店が提示します。

(ix) 本プランの法的責任者は、販売会社（お客様に販売会社が農業散布ドローンを販売した場合に限ります）または安心パック販売店のうち、お客様に農業散布ドローンを販売した会社です。

(xii) 本プランまたは本規約に関連する権利義務に関しては、日本法が適用されます。本プランまたは本規約に関連する一切の紛争については、大阪地方裁判所が専属的裁判管轄を有します。

(x) 本規約は、法律上の規定（民法第 548 条の 4）に基づき、本プランの提供の目的の範囲内で、変更を行う場合があります。本規約の内容を変更する際は、変更後の本規約の内容および効力発生日を、販売会社 HP（www.skylinkjapan.com）において表示する等の適切な方法により、お客様に通知をすることでお客様に周知します。

お問い合わせ先については、www.skylinkjapan.com を参照してください。

* 電話番号および営業時間は変更されることがあります。

附則

2022 年 6 月 6 日施行
2022 年 12 月 27 日改定